

# 令和6年度「地域おこし協力隊」(高知ふるさと応援隊)募集要項

高知県土佐町

高知県土佐町は、四国のちょうどまんなかに位置し、森林率87%の山林に囲まれた自然豊かなまちです。標高は250mから1500mほどであり、起伏に富んだ地形や盆地特有の寒暖差がある気候を活かして、基幹産業として農業、畜産業、林業に取り組んでいます。

土佐町では、森林率87%という山間部ならではの環境を利用して、古くから林業が盛んに行われてきました。しかし、林業従事者の高齢化、後継者不足等により山林の手入れが十分に行き届いていない課題を抱えています。このような状況において、町内で間伐等の林業事業に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

## 1. 募集人員

若干名

町内の山林整備に取り組んで頂き、卒業後は土佐町で自伐型林業家として活動をして頂ける方。

〈主な業務内容〉

- ・自伐型林業の実践と普及

## 2. 募集条件

令和6年4月1日時点で年齢が18歳以上で、次のいずれにも該当する者

- ①申し込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎・山村・離島・半島などの条件不利地を除く)に在住し、採用後に土佐町に生活拠点を移し、住民票を移動できる方。(世帯可。ただし採用は1名) ※詳細な地域要件は、お問い合わせください。
- ②心身ともに健康で、誠実に勤務ができる方
- ③集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方
- ④普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方
- ⑤パソコン(ワード、エクセル、インターネットなど)の一般的な操作ができる方
- ⑥協力隊期間終了後、土佐町に定住し就業、起業しようとする意志のある方
- ⑦地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない方。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

## 3. 応募手続

### (1) 応募期限

令和7年2月28日(金)必着。

郵送で受け付けます。なお、提出された書類は返却しません。

期間中に応募があり次第随時面接を実施し、採用が決定次第募集は終了とします。

## (2) 提出書類

①令和6年度土佐町地域おこし協力隊員応募用紙（町HPよりダウンロード可）

②履歴書（市販のもので可。写真貼付。）

③レポート提出

テーマ：「地域おこし協力隊として生かしたい私の経験や能力」

用紙はA4縦長 1枚（横書き 文字数800～1200字程度）

書式は自由。ただし、応募者の氏名を用紙右上に入れておくこと。

④応募先

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194 土佐町役場農畜林振興課

TEL:0887-82-0484 FAX:0887-70-1333

Email: tosata41@town.tosa.lg.jp

## 4. 選考方法

### (1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施し、隊員を決定します。

第2次選考の詳細な日時は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

第2次選考実施会場までの交通費等は応募者の負担です。

### (3) 最終選考結果の通知

合否は全員に文書にて通知します。

## 5. 採用予定日

令和6年4月1日（月）以降 ※任期の始期は隊員の都合により調整可能とします

## 6. 勤務条件等

勤務場所	土佐町内
業務内容	上記「1. 募集人員」の記載のとおり。
雇用形態	土佐町の会計年度任用職員として勤務します。
報酬	月額185,000円（期末手当は勤務状況に応じて支給します。）
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
勤務日	月16日勤務（原則、月曜日～金曜日）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週31時間 月曜日～金曜日のうち4日勤務とし、勤務日は午前8時30分から午後5時15分まで勤務とする（ひと月16日勤務とするため月によってはこの限りではない）
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年目最高7日）が付与されます。ただし、年度途中で採用された場合は、採用された月によって日数が異なります。

雇用期間	採用の日から同年度末日までの最長1年。ただし、勤務状況等により再度の任用あり。最長3年間)
住居	町で住宅をあっせんします。家賃は、町が負担します(上限あり)。
活動に関する経費	燃料代、出張旅費、消耗品、通信費等の活動に要する経費については、町が予算の範囲内で負担します。活動車両は町が用意しますが、休日等の自家用車は各自手配してください。
その他	協力隊期間終了後の本町への定住準備のため、町長への届出により、休日を活用して収益又は報酬等収入を伴う兼業に従事することを認めます。

## 7. 問合せ・連絡先

土佐町役場 農畜林振興課

〒781-3492

高知県土佐郡土佐町土居 194

[TEL:0887-82-0484](tel:0887-82-0484)

FAX:0887-70-1333

Email: [tosat-41@town.tosa.lg.jp](mailto:tosat-41@town.tosa.lg.jp)